

厚生労働大臣が定める掲示事項

入院基本料に関する事項

当院ではすべての病棟で回復期リハビリテーション病棟入院基本料の届出を行っております。

これは、(日中、夜間をあわせて)入院患者様 13 人に対して 1 人以上の看護職員(看護師・准看護師)及び、入院患者様 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置し、皆様方の看護に当たっております。

関東信越厚生局への届出に関する事項

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております

1) 基本診療料の施設基準に係る届出書

(ア) 回復期リハビリテーション病棟入院料 1

(イ) データ提出加算 1 (□)・3 (□)

(ウ) 認知症ケア加算 3

(エ) 排尿自立支援加算

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出書

(ア) 脳血管疾患リハビリテーション料 (I)

(イ) 運動器リハビリテーション料 (I)

(ウ) 廃用症候群リハビリテーション料 (I)

(エ) 外来リハビリテーション料 1・2

2. 当院では入院時食事療養 (I) の届出に係る食事を提供しております。

入院時食事療養 (I) による食事の提供では管理栄養士によって管理された食事が適時、適温で提供されます。(夕食については午後 6 時以降)

保険外負担に関する事項

当院では、一部サービスに応じた実費の負担を患者様にお願いしております。詳細は別紙「保険外サービス (実費)」をご参照ください。

苑田会ニューロリハビリテーション病院
令和 6 年 1 月 1 日 改訂